

## 函館市立小学校，中学校，義務教育学校および幼稚園の学校職員ストレス チェック制度実施要領

函館市立小学校，中学校，義務教育学校および幼稚園の学校職員ストレスチェック制度の業務委託について，契約を定めるもののほか，その実施に当たっては，この要領に基づき履行するものとする。

### 1 個人ストレスチェック

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号，以下「法」という。）第66条の10に基づくストレスチェックの実施者として，次により実施すること。

ただし，法第66条の10第3項における面接指導は教育委員会学校教育課長の実施する面談に置き換えて行うものとする。

#### (1) 実施期間

函館市教育委員会の定める期間による

#### (2) 調査票

法に基づくストレス制度実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）に示されている「職業性ストレス簡易調査票」（57項目）に，教職員の実態に沿った項目を加えた調査票を使用し，委託業者はインターネットを用いて，オンラインでストレスチェックを行う。

#### (3) 分析方法

マニュアルに示されている素点換算表を用いた方法で評価し，その結果をレーダーチャートにて示すこと。委託業者はマニュアルに示されている評価基準により高ストレス者を判定する。

#### (4) 実施方法

- ① 個人結果は，各職員に委託業者が決定する適切な方法により通知する。
- ② 高ストレス者と判定され，委託業者により面接指導の必要があると判定された職員が面談を希望する場合は，面談希望者のリストを函館市教育委員会教育長に提出すること。

### 2 ストレスチェック集団分析

委託業者は集団分析を次により実施することとする。

#### (1) 分析内容

- ① 函館市に関する集団分析
- ② 学校毎における集団分析

#### (2) 実施時期

ストレスチェック実施以降作成し，ストレスチェックを実施した年度の2月末までに提供すること。